

岩国市高齢者等のごみ出し支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出されるごみを自らごみ集積場所まで持ち出すことが困難である高齢者等に対し、戸別収集を行い、声掛けにより安否確認を行う高齢者等のごみ出し支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(収集する廃棄物)

第2条 事業の対象となる収集する廃棄物は、岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第140号）第2条第1号に定める家庭廃棄物とする。

(対象世帯)

第3条 事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成され、かつ、親族、近隣住民等の協力を得ることができず、ごみを自らごみ集積場所まで持ち出すことが困難である世帯とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者で、要介護状態区分が要介護3以上のもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省事務次官通知）による療育手帳を所持している者で、障害の程度Aに該当するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害等級の1級に該当するもの
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の対象となる疾患に罹患している者（以下「難病患者」という。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、高齢者等のごみ出し支援事業登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）とする。

- 2 申請者が集合住宅に居住している場合にあつては、申請者の居住する集合住宅の管理者等と協議し、了解を得た場合に限り、申請することができるものとする。

(調査及び決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、世帯の状況、ごみを収集する場所等の調査を行い、事業の利用の可否を決定し、利用を決定する場合は高齢者等のごみ出し支援事業利用決定通知書（様式第2号）により、利用を承認しない場合は高齢者等のごみ出し支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(ごみの排出方法)

第6条 ごみの排出方法は、事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、

市の定める家庭ごみの分別ルールにより分別し、市長が指定する日時までに、指定する場所にごみを持ち出すものとする。

(安否確認)

第7条 市長は、ごみ収集時に利用者からのごみの持ち出しがされていないときは、ごみの収集を行う者（以下「ごみ収集者」という。）の声掛けにより安否の確認を行うものとする。

(緊急時の対応)

第8条 ごみ収集者は、前条の規定により声掛けによる安否の確認を行った場合において、利用者が声掛けに応じない等の非常事態を発見したときは、直ちに関係部署に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた関係部署は、直ちに、申請書に記載された緊急連絡先及び関係機関に情報の提供を行うものとする。

(変更等の届出)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、又は生ずると見込まれるときに利用者が市長に届け出る書類は、高齢者等のごみ出し支援事業変更・休止・中止届出書（様式第4号）とする。

(1) 住所等を変更したとき。

(2) 入院、施設入所等により、事業の利用の休止又は中止を希望するとき。

(3) 第3条に規定する対象世帯に該当しなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施に当たり、必要と認められる事項に変更が生じたとき。

(事業の中止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、事業の利用を中止することができるものとする。

(1) 利用者から前条第2号又は第3号の規定による届出があったとき。

(2) 前条第2号の規定による届出により事業の利用を休止している場合で、その期間が6か月を超えるとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により、事業の利用の決定を受けたことが判明したとき。

(4) 正当な理由なく前条に規定する届出を怠ったことが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業を実施することが不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を中止するときは、高齢者等のごみ出し支援事業中止通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の岩国市高齢者等のごみ出し支援事業実施要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。